

第五十一回国会
衆議院
石炭対策特別委員會議録 第三号

昭和四十一年三月九日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 野田 武夫君

理事 有田 喜一君

理事 始関 伊平君

理事 多賀谷眞稔君

大坪 保雄君

神田 博君

田中 六助君

西岡 武夫君

滝井 義高君

細谷 治嘉君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

出席政府委員

通商産業政務次官 進藤 一馬君

通商産業事務官 (石炭局長) 井上 亮君

通商産業監督官 (鉱山保安局長) 森 五郎君

理事 藏内 修治君

理事 壽原 正一君

理事 八木 昇君

上林山榮吉君

倉成 正君

中村 幸八君

三原 朝雄君

中村 重光君

伊藤卯四郎君

(内閣提出第五四号)
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

○野田委員長 これより会議を開きます。
暫時休憩いたします。
午前十時五十八分休憩

午後零時二十八分開議
○野田委員長 再開いたします。
去る三月三日付託になりました内閣提出の石炭

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案、
産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案の
三法案を議題とし、政府に提案理由の説明を
求めます。三木通商産業大臣。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する
法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する
法律

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第
百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「国家公務員」を「政府職員」
に改め、同条第三号を削る。

第二十五条第一項第九号の二の次に次の一号を
加える。

九の三 石炭坑の近代化に必要な機械であつて
通商産業省令で定めるものの貸付け

第二十五条第一項第十二号の二の次に次の一号
を加える。

十二の三 鉱区の調整のため必要な場合におけ
る採掘権の取得及び処分

第二十六条第二項第九号の二の次に次の一号を
加える。

九の三 前条第一項第九号の三に規定する機械
(以下「近代化機械」という。)の貸付けの方
法

第二十六条第二項に次の一号を加える。

十四 鉱区の調整のため必要な場合における採
掘権の取得及び処分の方法

第二十七条第二項中「及び開発資金」を「開発
資金及び近代化機械」に改める。

第三十五条の六第一項に次のただし書を加え
る。

ただし、事業団が当該区域の全部又は一部を
区域とする採掘権の設定又は採掘鉱区の増加の
出願をした場合において、その出願の区域及び
これと隣接する採掘鉱区に係る鉱床を一体とし
て開発することが著しく合理的である旨の通商
産業大臣の確認を受けているときは、この限り
でない。

第三十六条の十二を次のように改める。

(近代化機械の貸付けの相手方)

第三十六条の十二 近代化機械の貸付けは、採掘
権者であつて通商産業省令で定める基準に該當
するものに対して行なうものとする。

第三十六条の二十三の次に次の一条を加える。

(採掘権の取得及び処分)

第三十六条の二十四 事業団が第二十五条第一項
第十二号の三に規定する採掘権の取得をするこ
とができる場合は、第三十五条の六第一項ただ
し書に規定する出願をし、出願の許可を受けた
場合に限るものとする。

2 事業団が第二十五条第一項第十二号の三に規
定する採掘権の処分をすることができるときは、
その採掘権の鉱区及びこれと隣接する採掘
鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著
しく合理的であると認められる場合において、

隣接鉱区の採掘権者であつて通商産業省令で定
める基準に該當するものに対して行なうときに
限るものとする。

第五十三条の二第三号中「第二十六条の第二
項」を「第二十五条第一項第九号の三、第二十六
条の二第二項」に改め、「第三十六条の八第五号」
の下に、「第三十六条の十二」を加える。

附則第二条の二第一号中「昭和三十九年三月三
十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、
同条第二号中「開発資金の貸付け」の下に、「近
代化機械の貸付け」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する改正
後の第二十五条第一項第九号の三に規定する機
械の貸付け計画については、改正後の第二十七
条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあ
るのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を
改正する法律(昭和四十一年法律第 号)
の施行後遅滞なく」とする。

理由

石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業合
理化事業団の業務に、石炭坑の近代化に必要な機
械の貸付け並びに鉱区の調整のため必要な場合
における採掘権の取得及び処分を加えるとともに、
廃止事業者が放棄した採掘権の鉱区の区域等の特
例的な活用を図る等の必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律
案

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法
律

産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第五五号)

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

第二類第四号 石炭対策特別委員會議録第三号

昭和四十一年三月九日

十五号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第十一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「事業の用に供する設備の新設又は増設に必要な資金」を「事業に必要な設備資金若しくは長期運転資金」に改め、「貸付け」の下に「又は出資」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一号に規定する土地の区域において工業用水道による工業用水の供給を行なうこと。

第二十条第一項及び第二項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

産炭地域の最近の事情にかんがみ、産炭地域振興事業団の業務に、同事業団が造成した土地の区域における工業用水の供給並びに産炭地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対する長期運転資金の貸付け及び出資を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「五年」を「十年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和四十一年十一月十二日」を「昭和四十一年十一月十二日」に改める。

理由

産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要がなお存続している事情にかんがみ、産炭地域振興臨時措置法の有効期間を五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三木國務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の進行に伴い、きわめて憂慮すべき状況に置かれており、政府といたしましては、従来から、第一次及び第二次石炭鉱業調査団の答申に基づき、各般にわたる措置を講じてまいりましたが、石炭鉱業の構造的危機は予想以上に急迫の度を強め、このまま放置することを許されない情勢に立ち至っております。

このため、昨春以来、石炭鉱業審議会において、石炭鉱業の抜本的安定対策について慎重な検討が進められ、昨年十二月中旬答申が提出される運びに至ったのであります。

政府といたしましては、中間答申の直後、この答申の趣旨を尊重し石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を明らかにいたしました。

この方針に沿いました諸措置の一環として、今回石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

この法律案の内容の第一点は、石炭鉱業の安定出炭体制の確保に資するよう炭鉱の機械化を促進

するため、新たに炭鉱機械貸し付け制度を創設することとし、石炭鉱業合理化事業団にその業務を行なわせることとしたこととあります。政府は、従来から、近代化資金貸し付け制度等の融資措置を講じて、炭鉱の機械化を推進してまいりましたが、この制度は、融資措置では実現が困難でありました新鋭機械等の導入及び普及をはかっていくこととしたものであります。

改正の第二点は、石炭鉱業の合理化と資源の合理的開発に資するよう、石炭鉱業合理化事業団の保有鉱区及び石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区について、鉱区調整の一環として、その特例的な再活用をはかることとしたのであります。従来これらの鉱区につきましては石炭を採掘することができないようになっておりましたが、隣接鉱区から一体的に開発することが著しく合理的である場合には例外的にその活用を認めることとしたものであります。

改正の第三点といたしましては、石炭鉱業合理化事業団が行なう石炭運賃の延納にかかる債務の保証業務を昭和四十二年三月三十一日まで延長することとしたこととあります。このたびの国鉄運賃の値上げに際しては、石炭鉱業の経営悪化を極力防止する見地から、値上げ分について一年の延納措置を講ずることとしておりますが、それに伴い事業団の保証業務を延長することとしたものであります。

なお、以上のほか、石炭鉱業合理化事業団の役員、の欠格事項も整理することとしておりあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

産炭地域振興事業団は、石炭鉱業の不振により特に疲弊の著しい産炭地域において鉱工業等の計画的な発展をはかるため、産炭地域振興の推進機

関として昭和三十七年七月に設立されたもので、これまで、工業用地の造成、ボタ山の処理、設備資金の貸し付け等の業務を行なうてまいりました。

産炭地域の現状は、産炭地域振興事業団のこれらの事業の実施等により最近ようやく改善のきざしが見え始めておりますが、その疲弊は依然として著しいものがあり、産炭地域の振興を促進すべき必要性はなお続いております。

このため、この法律案におきまして、産業基盤の整備及び企業誘致の一そうの推進の見地から、産炭地域振興事業団に、従来の業務のほか、同事業団が造成した工業用地において使用する工業用水の開発、供給、及び産炭地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対する長期運転資金の貸し付けまたは出資の業務を新たに行なわせようとするものであります。このうち、工業用水の開発供給事業としては、当面、筑豊鞍手地区のクリークの活用による用水開発事業を二カ年計画で行なうこととし、また、出資事業としては、四十一年度におきましては、ボタ山利用による人工軽量骨材製造事業の企業化を行なう予定であります。

なお、この法律案においては、産炭地域振興事業団の監事の職務権限を強化するとともに、役員、の欠格事項について所要の整理を行なうております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

産炭地域振興臨時措置法は、石炭鉱業の合理化に伴い疲弊した産炭地域の振興をはかるため、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展等をはかることを目的として、昭和三十六年十一月十三日から昭和四十一年十一月十二日までの限時法として制定され、以来、この法律に基づく産炭地域振興計画を基礎として、産業基盤の整備及

び企業の誘致対策を中心とした種々の産炭地域振興対策が講じられてまいったのであります。しかしながら、石炭鉱業の合理化が本法制定当時予想した以上に急速かつ大規模に行なわれたこと等の事情を反映して、産炭地域の実情は、三十七、八年当時に比べると改善のきざしが見え始めているとはいえ、その跛弊は依然として著しいものがあり、産炭地域の振興のための施策を継続する必要性はなお統いている現状にあります。

この法律案は、このような考えのもとに、産炭地域振興臨時措置法の有効期間を五年延長しようとするものであります。

なお、この法律案の附則におきまして、通商産業省設置法の一部を改正いたし、通商産業大臣の諮問機関である産炭地域振興審議会の設置期間につきまして、産炭地域振興臨時措置法の有効期間の延長に対応して、五年延長することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○野田委員長 これにて三法案の提案理由の説明は終わりました。

ただいま提案理由の説明を聴取いたしました各法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

昭和四十一年三月十二日印刷

昭和四十一年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局